

国際学会等開催支援補助金交付要綱

(総則)

第1条 国際学会等開催支援補助金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 本市において開催される会議、学会、シンポジウム、展示会等
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けた者が旅館業を営む施設

(補助目的)

第3条 この要綱に基づく補助金は、交流人口の拡大、新たなイメージの創出及び地域経済の活性化を目的とし、本市で国際学会等を開催する団体を支援するためのものとする。

(補助対象)

第4条 補助対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外からの参加が見込まれ、かつ、会議等の参加者のうち市内の宿泊施設に宿泊するものの数が延べ50人以上となるものであること。
- (2) 学術、産業、文化又はスポーツの振興に寄与するものであること。
- (3) 2日以上会期で開催されるものであること。
- (4) 参加者に経済波及効果を図るためのアンケートを実施するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 本市から別途補助を受けるもの
- (2) 国又は地方公共団体が共催するもの
- (3) 国又は地方公共団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けているもの
- (4) 申請を行った年度においてすでにこの要綱の定めるところにより協会から補助金の交付を受けているもの
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものと認められるもの

(6) 営利を目的とするもの

(7) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者が主催し、又は共催するもの

(8) 定期的に本市で開催することが決まっているもの

(9) その他公序良俗に反する等補助対象として適当でないと認められるもの

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 会場使用料

(2) 付帯設備使用料

(3) 設備及び備品のリース料、バス借上料等

(4) 会議等の運営に係る委託料

(5) ポスター、プログラム等の印刷製本費

(6) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等への広告掲載費

(7) その他国際学会等の運営及び開催に係る経費として協会が必要と認めるもの

（補助金額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に相当する額と、次の表に定める宿泊者数に応じた補助限度額とのいずれか少ない額とする。

補助対象事業の参加者のうち、市内の宿泊施設の宿泊者数の延べ人数	補助限度額
50人以上100人未満	100,000円
100人以上200人未満	125,000円
200人以上300人未満	150,000円
300人以上500人未満	200,000円
500人以上	300,000円

2 前項に規定する補助対象経費に相当する額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第7条 補助金の交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 経費の内訳を記載した書類
- (2) その他横須賀市観光協会(以下協会)会長が必要と認めるもの

(事業計画書の記載事項)

第8条 事業計画書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業概要(事業名称、主催団体、実施期間、開催場所、テーマや内容等)
- (2) 予定人数(主催者、参加者、うち宿泊延べ人数)

(交付の決定)

第9条 協会は、申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、適正と認めたときは、交付決定を行い通知するものとする。

(実績報告)

第10条 実績報告書に添付する協会会長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他協会会長が必要と認める書類

(調査及び報告)

第11条 協会は、主催者に対して、事業実施の効果を調査し当該調査結果を報告するよう求めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。